

**令和3年度  
第1回秋田県出資法人職員共同採用試験  
(あきた企業活性化センター)  
基本的事項**

試験日程公表	令和3年5月7日(金)
受付期間	令和3年5月21日(金)～令和3年6月17日(木)
募集方法	○受験案内の備え付け及び配布依頼 ・県内各ハローワーク ・県庁1F総合案内、県外事務所、各地域振興局 ・県内大学、東北地方・首都圏大学等 ・その他関係機関 ○報道各社掲載依頼、各市町村広報掲載依頼 ○秋田県総合公社ウェブサイト ○当センターウェブサイト
第1次試験	令和3年7月11日(日) 会場：秋田県総合保健センター(秋田市千秋久保田町6番地6)
第1次試験合格発表	令和3年7月30日(金) 第1次試験合格者には、当センターから書面で通知します。 (同日、当センターのウェブサイトにも掲示します。)
第2次試験日時等	令和3年8月17日(火)から19日(木)のうち指定する日時 試験日時等の詳細は、第1次試験合格通知にてお知らせします。
最終合格発表	令和3年9月6日(月) 最終合格者には、当センターから書面で通知します。 (同日、当センターのウェブサイトにも掲示します。)

**1 採用法人、職務内容、採用予定人員等**

採用法人	職種	職務内容	採用予定人員	採用予定時期
あきた企業活性化センター	大学・短大卒業 事務職	県内中小企業等の経営課題解決に向けた相談・支援業務、創業に関する各種支援業務及び生産性向上支援業務等	1人	令和4年4月

**2 試験内容及び受験資格**

採用法人	第1次試験	第2次試験	採用区分及び受験資格
あきた企業活性化センター	・教養試験 (大学卒業程度) ・作文試験	・適性検査 ・口述試験	大学・短期大学卒業 事務職 昭和51年4月2日以降に生まれた方(※1)であって、学校教育法による大学・短期大学を卒業している方又は令和4年3月31日までに卒業する見込みの方が受験できます。

- 各受験資格における年齢制限理由(雇用対策法施行規則第1条の3第1項の適用号)は次のとおりです。  
※1は、3号のイ(長期勤続によるキャリア形成)による。  
※短期大学には、高等専門学校、専修学校専門課程(修学年限2年以上で年間680時間以上の授業の履修を義務づけられている課程)を含む。また、大学で62単位以上取得した後に中退した方も含む。
- 次に該当する方は受験できません。  
外国籍の方のうち、就職が制限される在留資格の方(採用予定日までに、就職できる在留資格に変更見込みの方は除く。)